

第24号議案

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

品川区長 濱 野 健

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成14年品川区条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1地区整備計画、再開発地区整備計画および防災街区整備地区整備計画の部に次のように加える。

広町地区地区整備計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された広町地区地区計画（令和3年東京都告示第1411号）の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
------------	---

別表第2東品川四丁目地区地区整備計画の部A街区の項、B街区の項、C街区の項およびD街区の項中「同条第5項第1号」を「同条第6項第1号」に改め、同表大崎駅西口地区地区整備計画の部C地区の項中「10分の65」の次に「。ただし、算定の基礎となる延べ面積には、都取扱基準Ⅱ3(1)の用途に供する部分を除くことができる。」を加え、同部D地区の項およびF南地区の項中「限る」の次に「。ただし、算定の基礎となる延べ面積には、都取扱基準Ⅱ3(1)の用途に供する部分を除くことができる」を加え、同表東五反田二丁目地区

地区整備計画の部B地区の項中「10分の1」を削り、同表東五反田二丁目第3地区地区整備計画の部A地区の項中「10分の65」の次に「。ただし、算定の基礎となる延べ面積には、都取扱基準Ⅱ3(1)の用途に供する部分を除くことができる。」を加え、同部B地区の項中「限る」の次に「。ただし、算定の基礎となる延べ面積には、都取扱基準Ⅱ3(1)の用途に供する部分を除くことができる」を加え、同表に次のように加える。

広町地区地区整備計画	A-1地区	風営法第2条第6項から第10項までに規定する営業の用に供する建築物				5,000平方メートル。ただし、駅舎、操車場その他鉄道輸送の用に供する建築物については、この限りでない。	計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の回遊性向上および円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等用途に供するもの、これらに付属する屋根、壁その他これらに類するものならびに歩行	12.8メートル(T.P.からの高さとする。)	
------------	-------	-----------------------------------	--	--	--	--	---	-------------------------	--

							者の快 適性お よび安 全性を 高める ための 手すり 、ひさ しの他 これら に類す ものな らびに は、こ の限り でない 。	
A-2 地区	風営法 第2条 第6項 から第 10項 までに 規定す る営業 の用に 供する 建築物	10分 の10				5,0 00平 方メー トル	計画図 に示す 壁面の 位置の 数値。た だし、歩 行者の 回遊性 向上お よび円 滑な交 通ネッ トワー クの形 成に資 する歩 行者デ ッキ、 階段、 エスカ レーター 、エレ ベーター 等用途 に供す るもの 、これ らに付 属する 屋根、 柱、壁 その他 これら に類す ものな らびに 歩行	27. 3メー トル (T .P. からの 高さと する。)

									者の快 適性お よび安 全性を 高める ための 手すり 、ひさ しの他 れらに 類する もの ついて は、こ の限り でない。		
B-1 地区	風営法 第2条 第6項 から第 10項 までに 規定す る営業 の用に 供する 建築物										
B-2 地区	風営法 第2条 第6項 から第 10項 までに 規定す る営業 の用に 供する 建築物										
C地区	風営法 第2条 第6項 から第 10項 までに 規定す る営業 の用に 供する 建築物										

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 広町地区地区整備計画の区域となった地区について、建築物の用途、敷地等に関する制限を定めるほか、規定を整備する必要がある。